

## 令和2・3年度入札参加資格審査申請要領(町外業者用)

令和2・3年度において、王寺町(町長部局・教育委員会・上下水道課)が発注する、「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」の競争入札に参加を希望する方は、下記の要領のとおり関係書類を提出してください。なお、申請業種数の制限はありません。

### 1. 申請資格(下記要件を全て満たすこと)

(共通項目)

- ・本店・営業所が王寺町以外の者
- ・指定した提出書類を全て提出できる者
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者

(建設工事)

- ・建設業法に基づく建設業の許可を受け、申請日現在で有効な経営事項審査を受けている者

※ 解体工事業の入札参加資格を申請される場合は、申請日時点において解体工事業の許可を取得している必要があります。(経過措置の許可による入札参加資格の申請はできません。)

(測量・建設コンサルタント)

- ・建設コンサルタント登録規程、測量法、建築士法、地質調査業務登録規程、補償コンサルタント登録規程による登録業者
- ・上記以外で調査業務等について営業する者

(物品の製造・販売及び役務の提供)

- ・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」を除く物品の製造・販売・役務の提供を行う者

### 2. 受付期間

- ・期 間 令和2年2月3日(月)～2月14日(金) (期間中の消印有効)

### 3. 申請方法

郵送に限ります。

なお、提出書類等に不備があった場合は、同封の返信封筒で仮受付票と不備箇所記載の書類を返送いたしますので期限までに再送願います。

仮受付だけでは、登録されませんのでご注意ください。

### 4. 送付先

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号  
王寺町役場総務課契約管財係

※封筒に「入札参加資格審査申請在中」とご記入ください。

## 5. 照会先

総務課契約管財係

電話 0745-73-2001(内線235)

## 6. 提出書類

- ・ A4 判紙ファイル(ファイルの色指定なし。ファイル背表紙に業者名を記入してください。)に番号順に綴じて下さい。(①の業者登録カードは綴じないで下さい。)
- ・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」ごとに1部提出して下さい。
- ・⑨以降の提出書類は「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」ごとに異なりますのでご注意ください。
- ・返信用封筒…定型サイズの封筒に84円切手を貼り、住所氏名をご記入ください。(書類に不備がなく、受付が完了した際に受付票を送付します。また、提出書類等に不備があった場合は、仮受付票等を返送します。)

(共通書類)書類①・②・③・⑦の様式はダウンロードして下さい。

### ①業者登録カード

★注意 今回より、メールアドレスの記入欄を追加しました。(入札にかかるお知らせを電子メールにて連絡する場合があります。)

### ②入札参加資格審査申請書

### ③委任状(営業所等に権限を委任する場合のみ)

### ④営業所一覧表(営業所等を有する場合のみ・任意様式)

### ⑤履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人のみ・3ヶ月以内の発行のもの)

### ⑥印鑑証明書の写し(3ヶ月以内の発行のもの)

### ⑦使用印鑑届(入札契約等に使用する印鑑)

### ⑧納税証明書(下記記載の証明書の写し・3ヶ月以内の発行のもの)

★注意 ・直近2年分の納税証明書(現在未納が無いことの証明書でも可)

・営業所等に委任する場合は、本店と委任先の証明書がそれぞれ必要

#### 法人

・法人市町村民税(所轄する市区町村役場)

・法人事業税(所轄する都道府県税事務所)

・法人都道府県民税(所轄する都道府県税事務所)

・法人税(所轄する税務署)

・消費税(所轄する税務署)

} 納税証明書 様式その3の3で可

#### 個人

・個人住民税(所轄する市区町村役場)

・所得税(所轄する税務署)

・消費税(所轄する税務署)

} 納税証明書 様式その3の2で可

(建設工事)

- ⑨最新の経審総合評定値通知書の写し(有効期限内の経審で最新のもの)
- ⑩建設業許可証明の写し又は建設業許可通知書の写し
- ⑪工事経歴書(申請希望する工事の実績がわかる書類・直近2年分・任意様式)
- ⑫技術職員名簿(任意様式)

(測量・建設コンサルタント)

- ⑨登録証明書等の写し(営業に関し法律上必要とする登録の証明書で5年以内のもの)
- ⑩測量等実績調書(申請希望する業務の実績がわかる書類・直近2年分・任意様式)
- ⑪技術職員名簿(任意様式)

(物品の製造・販売及び役務の提供)

- ⑨資格証明書等の写し(営業に関し許可・認可を必要とする場合)
- ⑩販売・役務等実績調書(申請希望する物品の製造・販売、役務の実績がわかる書類・直近2年分・任意様式)
- ⑪決算書の写し(法人の場合・直近2年分)
- ⑫確定申告書の写し(個人の場合・直近2年分)